建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年９月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本コムシス株式会社　伊東　則昭　東京都品川区東五反田２―17―１　国土交通大臣許可（特―23）第8314号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年９月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　綜警電気工事株式会社　濱　　政夫　東京都港区虎ノ門１―22―14　国土交通大臣許可（般・特―22）第12032号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、管工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年８月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年９月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社Ｎ・Ｋ　阿部　良行　東京都江戸川区西葛西６―16―７　国土交通大臣許可（般―23）第22091号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年８月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年９月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大羽工業所　大羽　　實　東京都杉並区高円寺南４―37―23　国土交通大臣許可（般・特―22）第5813号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年８月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年９月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アート　駒形　松雄　東京都品川区東五反田１―25―11　国土交通大臣許可（般―20）第20318号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年８月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年９月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ソーワ　石井　佑子　東京都千代田区飯田橋３－７－４　国土交通大臣許可（般―22）第23887号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年８月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

無縁墳墓等改葬公告

近畿地方整備局一級河川揖保川水系揖保川改修事業（宍粟市山崎町今宿地区）施行のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成 25 年 10 月 10 日

国土交通省近畿地方整備局長　池内　幸司

１　墳墓等所在地　兵庫県宍粟市山崎町今宿字荒井83番
１　墳墓等の名称　今宿墓地
１　死亡者の本籍及び氏名　不詳
１　改葬を行おうとする者　兵庫県姫路市北条１丁目250番地　国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長　奥田　晃久

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第７１１８２号

東京都中央区銀座８丁目16番10号
申立人　中銀インテグレーション株式会社
本籍東京都目黒区三田２丁目６番、最後の住所東京都目黒区三田２丁目６番17―610号目黒台スカイマンション、死亡の場所仙台市青葉区、死亡年月日平成10年10月24日、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和12年12月７日、職業不詳
被相続人　亡　三谷　恭正
事務所東京都千代田区内幸町２丁目２番２号富国生命ビル17階石澤・神・佐藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子（登録姓　島田）

東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７１４８６号

東京都中央区八重洲２丁目６番17号
申立人　東京信用保証協会
本籍東京都中野区弥生町１丁目34番地、最後の住所東京都中野区弥生町１丁目38番20号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成24年８月12日、出生の場所北海道勇拂郡厚真村、出生年月日昭和23年12月21日、職業不詳
被相続人　亡　吉仲　　厚
事務所東京都渋谷区恵比寿南１－１―12フロンティア恵比寿６階齋藤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤晴太郎

東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７１５２４号

東京都大田区田園調布２丁目37番13号
申立人　葉山　祥明
本籍北海道函館市湯川町１丁目15番地の３、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成18年11月５日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和24年10月５日、職業音楽家
被相続人　亡　竹内　理美
事務所東京都港区虎ノ門５丁目13番１号虎ノ門40MＴビル２階虎ノ門総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　　朋

東京家庭裁判所